

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人 日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 14946:2001, Small craft - Maximum load capacity** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義	1
3.1 軽荷質量 (light craft mass, LCC)	1
3.2 椅子席 (seat)	1
3.3 座席区画 (seating area)	2
4. 最大搭載人員.....	2
5. 最大搭載量.....	2
6. オーナ用マニュアル.....	2
参考文献	3

舟艇—最大搭載量

Small craft - Maximum load capacity

序文 この規格は、2001 年に第 1 版として発行された ISO 14946:2001, Small craft - Maximum load capacity を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲 この規格は、他の規格に定められた復原性、乾舷、浮力及び乗員についての制限を超えない範囲で舟艇の最大搭載に含まれる項目について規定する。更にこの規格は、乗員の座席に関する必要条件も定める。

この規格は、ISO 8666 に基づく船体長さ L_H が 24m 以下の舟艇に適用する。なお、ISO 6185 に基づく膨脹式ボートや JIS F 1030 のパーソナルウォータクラフトは含まない。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 14946:2001, Small craft - Maximum load capacity (IDT)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年（又は発行年）を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年（又は発行年）を付記していない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

ISO 8666 Small craft - Principal data

ISO 10240:1995 Small craft - Owner's manual

ISO 12217-1 Small craft - Stability and buoyancy assessment and categorization - Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m

ISO 12217-2 Small craft - Stability and buoyancy assessment and categorization - Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m

ISO 12217-3 Small craft - Stability and buoyancy assessment and categorization - Part 3: Boats of hull length less than 6 m

3. 定義 この規格に用いる主な用語の定義は、次による。

3.1 軽荷質量 (light craft mass, m_{LCC}) 軽荷状態での舟艇の質量。

ISO 8666 参照。

3.2 椅子席 (seat) 水平又はそれに近い平面で、最小寸法が幅 400mm、長さ 750mm（すなわち、椅子席の奥行きに、椅子席前側の足元の空間を加えたもの）で人が座ることができる場所。

備考 幅は 500mm 備えることを推奨する。

3.3 座席区画 (seating area) オープンボートやコックピットでは、750mm×500mm の床の区画が、一人分の乗船区域として利用できる。

備考 設計区分 C 及び D のディンギーについては、コックピット横のデッキ部を本目的として使用してもよい。

4. 最大搭載人員 製造業者が推奨する、航行中の船の最大搭載人員は、次の事項を超えてはならない。

- a) 舟艇が、ISO 12217-1、ISO 12217-2 及び ISO 12217-3 に従って、乾舷、復原性、浮力の必要条件を十分満足するだけの人員；
- b) 3.2 及び 3.3 で定められる寸法で、製造業者が割り当てた座席面積分の人員。

5. 最大搭載量 用語“最大搭載量”は、“製造業者による推奨最大搭載量”と解釈する。これは、ISO 8666 によって定められた軽荷質量に対して、ISO 12217-1、ISO 12217-2 及び ISO 12217-3 による、復原性、乾舷、浮力の必要条件、及び座席条件を超えない範囲で付加される搭載量を超えてはならない。また、これは舟艇の設計区分を考慮に入れなければならない。また、少なくとも次の質量を考慮しなければならない。

- a) 4.に従った最大搭載人員に対し、人員一人当たり 75kg として算出した人員の総質量。小人を乗せる場合、各小人の質量が 37.5kg の制限を超えず、かつ、人員の総質量が超えないことを条件として、最大搭載人員は超えてもよい；
- b) 基本備品 $(L_H - 2.5)^2$ kg、ただし 10kg 以上；
- c) 装備品や積荷（もしあれば）、乾燥食料、消費液体（d）や e）に含まれない）や軽荷質量又は、b）に含まれないその他の備品；
- d) 最大容量まで満たされた状態の携行タンクの消費液体（清水、燃料）；
- e) 最大容量まで満たされた状態の備え付けタンクの消費液体（清水、燃料）；
- f) 舟艇に搭載する計画となっているライフラフトやディンギー

6. オーナ用マニュアル

6.1 製造業者は、4.によって定められた推奨最大搭載人員をオーナ用マニュアルに記載しなければならない。5.の a)にしたがって、大人を小人に置き代えることができる場合、必要に応じて、座席配置の変更内容詳細を明確に記載しなければならない。ISO 10240 参照。

6.2 製造業者は、5.によって定められる推奨最大搭載量をオーナ用マニュアルに記載しなければならない。5の a)～f) の説明には、推奨最大搭載量はこれらの項目以外は除外するという注記が記載されなければならない。

参考文献

- [1] **ISO 6185-1:2001**, Inflatable boats - Part 1: Boats with a maximum motor power rating of 4.5 kW
- [2] **ISO 6185-2:2001**, Inflatable boats - Part 2: Boats with a maximum motor power rating of 4.5 kW to 15 kW inclusive
- [3] **ISO 6185-3:2001**, Inflatable boats - Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater
- [4] **JIS F 1030:1999 (ISO 13590:1997)**, 舟艇—パーソナルウォータークラフト—構造とシステム搭載時の要求事項
- [5] **ISO 14945**:—¹⁾ Small craft - Builder's plate

¹⁾ まもなく制定予定。

